

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	特別児童扶養手当関係事務及び福祉手当・特別障害者手当関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、特別児童扶養手当関係事務及び福祉手当・特別障害者手当関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和7年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当関係事務及び福祉手当・特別障害者手当関係事務
②事務の概要	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律により特別児童扶養手当の支給に関する事務を行っている。具体的には①特別児童扶養手当の認定請求書の受付②徳島県(東部保健福祉局)への進達③特別児童扶養手当の認定請求の結果受理及び通知④特別児童扶養手当の支給情報の確認業務を行う。</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当もしくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務を行っている。</p> <p>特別児童扶養手当関係事務において、特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①特別児童扶養手当情報の確認 ②住民票情報の確認 ③市町村民税の所得・課税状況の確認・年金給付関係情報の確認 ④他法利用状況等の確認(生活保護) ⑤進達時における特別児童扶養手当情報の福祉システムへの入力 ⑥認定結果受理及び通知時における特別児童扶養手当情報の福祉システムへの入力 ⑦情報ネットワークシステムの特定個人情報の照会</p> <p>福祉手当・特別障害者手当関係事務において、特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①手当情報の確認 ②住民票情報の確認 ③市町村民税の所得・課税状況の確認・年金給付関係情報の確認 ④他法利用状況等の確認(生活保護) ⑤「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」に基づいた手当用認定診断書の審査後、認定結果を福祉システムへ入力する ⑥情報ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。</p>
③システムの名称	障害者福祉システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) ガバメントクラウド上のオブジェクトストレージ(令和8年1月から本番運用) 共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当受給情報及び福祉手当・特別障害者手当受給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の66の項及び67の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項 (情報提供の根拠) 情報提供はしない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島市 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からのマイナンバー取得の徹底をしている。また、マイナンバーが記入された書類は移動できない鍵付きキャビネットに保管している。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からのマイナンバー取得の徹底をしている。また、マイナンバーが記入された書類は移動できない鍵付きキャビネットに保管している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	公表日	平成27年3月30日	平成27年12月25日	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため
平成27年12月25日	I-1 ③システムの名称	障害者総合支援法管理システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム 番号連携システム 中間サーバーシステム	障害者福祉システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム 番号連携システム 中間サーバーシステム	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため
平成27年12月25日	I-5 ②所属長	障害福祉課長 日下 裕司	障害福祉課長 鈴木 善美	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため
平成27年12月25日	II しきい値判断項目 -1. 対象人数 -1つの時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成27年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため
平成27年12月25日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -1つの時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成27年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため
平成28年7月1日	公表日	平成27年12月25日	平成28年7月1日	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため
平成28年7月1日	I-5 ②所属長	障害福祉課長 鈴木 善美	障害福祉課長 相原 祐二	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため
平成28年7月1日	II しきい値判断項目 -1. 対象人数 -1つの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため
平成28年7月1日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -1つの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため
平成28年9月23日	I-4 ②法令上の根拠	①番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 26、56の2、87の項 【別表第二における情報照会の根拠】 66、67、68、69、85の項 ②別表第二省令 【情報提供の根拠】 19条、30条、44条 【情報照会の根拠】 37条、38条	①番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 19、26、56の2、87の項 【別表第二における情報照会の根拠】 66、67、68、69、85の項 ②別表第二省令 【情報提供の根拠】 13条の2、19条、30条、44条 【情報照会の根拠】 37条、38条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため
平成29年7月7日	I-4 ②法令上の根拠	①番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 19、26、56の2、87の項 【別表第二における情報照会の根拠】 66、67、68、69、85の項 ②別表第二省令 【情報提供の根拠】 13条の2、19条、30条、44条 【情報照会の根拠】 37条、38条	①番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 19、26、56の2、87の項 【別表第二における情報照会の根拠】 66、67、68、69、85の項 ②別表第二省令 【情報提供の根拠】 12条、13条の2、19条、30条、31条、21条、44条、55条の3、59条の2、59条の3 【情報照会の根拠】 37条、38条、38条の2、43条の3の2	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため
平成29年7月7日	II しきい値判断項目 -1. 対象人数 -1つの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため
平成29年7月7日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -1つの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため
平成30年1月17日	I-4 ②法令上の根拠	①番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 19、26、56の2、87の項 【別表第二における情報照会の根拠】 66、67、68、69、85の項 ②別表第二省令 【情報提供の根拠】 12条、13条の2、19条、30条、31条、21条、44条、55条の3、59条の2、59条の3 【情報照会の根拠】 37条、38条、38条の2、43条の3の2	①番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 9、12、15、19、26、56の2、87、110、120の項 【別表第二における情報照会の根拠】 66、67、68、69、85の項 ②別表第二省令 【情報提供の根拠】 8条、10条の2、11条の2、12条、13条の2、19条、21条、30条、31条、44条、55条の3、59条の2、59条の3 【情報照会の根拠】 37条、38条、38条の2、43条の3の2	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため
平成30年7月11日	I-5 ②所属長の役職	障害福祉課長 相原 祐二	障害福祉課長	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日公布)の様式改正に伴う記載内容の変更
平成30年7月11日	II しきい値判断項目 -1. 対象人数 -1つの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため
平成30年7月11日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -1つの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 -1. 対象人数 -1つの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
令和1年6月26日	IVリスク対策	-	項目の追加	事後	様式変更による
令和2年9月16日	II しきい値判断項目 -1. 対象人数 -評価対象の事務の対象人数は何名か	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	特定個人情報保護評価の実施義務はないが、任意実施を行うため
令和2年9月16日	II しきい値判断項目 -1. 対象人数 -いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
令和2年9月16日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
令和3年9月1日	I 関連情報 -4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 -②法令上の根拠	①番号法第19条第7号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】9、12、15、19、26、56の2、87、110、120の項【別表第二における情報照会の根拠】66、67、68、69、85の項 ②別表第二省令【情報提供の根拠】8条、10条の2、11条の2、12条、13条の2、19条、21条、30条、31条、44条、55条の3、59条の2、59条の3【情報照会の根拠】37条、38条、38条の2、43条の3の2	①番号法第19条第8号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】9、12、15、19、26、56の2、87、110、120の項【別表第二における情報照会の根拠】66、67、68、69、85の項 ②別表第二省令【情報提供の根拠】8条、10条の2、11条の2、12条、13条の2、19条、21条、30条、31条、44条、55条の3、59条の2、59条の3【情報照会の根拠】37条、38条、38条の2、43条の3の2	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月21日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
令和3年9月1日	I 関連情報 -5. 評価実施機関における担当部署 -①部署	保健福祉部福祉事務所障害福祉課	健康福祉部障害福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月21日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
令和3年9月1日	I 関連情報 -7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 -請求先	徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市 保健福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513	徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月22日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
令和3年9月1日	I 関連情報 -8. 特定個人情報ファイルの取扱いにに関する問合せ -連絡先	徳島市 保健福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513	徳島市 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援係・障害者福祉係・福祉医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5171・5177・5513	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月23日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 -1. 対象人数 -いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
令和4年9月9日	II しきい値判断項目 -1. 対象人数 -いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
令和4年9月9日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
令和5年9月6日	II しきい値判断項目 -1. 対象人数 -いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
令和5年9月6日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
令和6年9月16日	I 関連情報 -3. 個人番号の利用 -法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の46の項及び47の項	番号法第9条第1項 別表の66の項及び67の項	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
令和6年9月16日	I 関連情報 -4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 -②法令上の根拠	①番号法第19条第8号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】9、12、15、19、26、56の2、87、110、120の項【別表第二における情報照会の根拠】66、67、68、69、85の項 ②別表第二省令【情報提供の根拠】8条、10条の2、11条の2、12条、13条の2、19条、21条、30条、31条、44条、55条の3、59条の2、59条の3【情報照会の根拠】37条、38条、38条の2、43条の3の2	番号法第19条第8号 主務省令第37条及び第38条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため
令和6年9月16日	II しきい値判断項目 -1. 対象人数 -いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとらならないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月16日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとつたらないため
令和6年9月16日	IV リスク対策 -5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) -不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとつたらないため
令和7年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害者福祉システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム	障害者福祉システム 個人・法人管理システム(宛名システム) 新窓口対応システム(庁内連携システム) ガバメントクラウド上のオブジェクトストレージ(令和8年1月から本番運用) 共通基盤システム	事前	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとつたらないため
令和7年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 主務省令第37条及び第38条	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表91の項 (情報提供の根拠) 情報提供はしない	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとつたらないため
令和7年8月1日	II しきい値判断項目 -1. 対象人数 -いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとつたらないため
令和7年8月1日	II しきい値判断項目 -2. 取扱者数 -いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとつたらないため
令和7年8月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとつたらないため
令和7年8月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	-	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からのマイナンバー取得の徹底をしている。また、マイナンバーが記入された書類は移動できない鍵付きキャビネットに保管している。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとつたらないため
令和7年8月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとつたらないため
令和7年8月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとつたらないため
令和7年8月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	-	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からのマイナンバー取得の徹底をしている。また、マイナンバーが記入された書類は移動できない鍵付きキャビネットに保管している。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとつたらないため